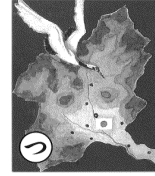




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月25日(金) 第9987号

目次

ページ

規則

- 群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則(国保援護課) 2
- 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2
- 群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則(技術支援課) 2

告示

- 免税軽油使用者証の無効(税務課) 3
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正(国保援護課) 3
- 保安林予定森林(森林保全課) 3
- 同 4
- 道路の供用開始(道路管理課) 4
- 同 5
- 同 5
- 河川区域変更による廃川敷地等(河川課) 5
- 都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧(都市計画課) 6
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同) 6

公告

- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 6
- 土地改良区の定款変更認可(農村整備課) 7
- 令和4年度前期技能検定の実施(労働政策課) 7
- 令和4年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施(同) 10
- 開発工事の完了(建築課) 12

教育委員会告示

- 指定技能教育施設の連携科目等の指定(高校教育課) 13

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 15
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 15

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 17

## ■ 規 則

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第十三号

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則  
群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則(平成三十年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項及び第二項中「同号イ」を「同号ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第十四号

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十二条中「別記様式第十六号」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例」に改める。  
別記様式第十六号を削る。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
2 この規則の施行前に交付された改正前の別記様式第十六号による身分証明書は、改正後の第二十二条の規定による身分証明書とみなす。

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

## 群馬県規則第十五号

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条から第四条まで、第五条の二、第六条及び第七条第一項中「正副二部を」を削る。

別記様式第一号、別記様式第一号の二、別記様式第五号、別記様式第五号の二、別記様式第七号、別記様式第七号の二、別記様式第九号、別記様式第九号の二、別記様式第十一号、別記様式第十二号の二、別記様式第十三号、別記様式第十五号、別記様式第十七号及び別記様式第十九号中「五」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県知事 山本 一太

■ 告 示

◎群馬県告示第79号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	08-00255	令和2年3月10日から 令和5年2月28日まで	利根沼田行政県税事務所	令和3年11月15日

◎群馬県告示第80号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

表第9条第3項の項中「0.6」を「0.4」に改め、表第9条第5項の項中「0.9862837059681」を「0.9870173735344」に改め、表第9条第8項の項中「1.0453489656111」を「1.0303031469844」に改め、表第10条第3項の項中「0.9784017881116」を「0.9785703778422」に改め、表第10条第6項の項中「0.9999999985108」を「0.9999999985627」に改め、表第11条第3項の項中「1.0169805762050」を「1.0150322128678」に改め、表第11条第6項の項中「0.9999999959402」を「0.9999999960163」に改める。

◎群馬県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 安中市松井田町西野牧字中河原17130、17137、17138の1、17140の1、17141
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

### ◎群馬県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 渋川市村上字伊久保3625の19、字寺沢3626、3627、3628の1、安中市上後閑字青木2843、2846の3、2847、2848の1、松井田町上増田字板ヶ沢2083の1、2083の乙

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市村上字伊久保3625の19、字寺沢3626、3627、3628の1、安中市上後閑字青木2843、2847、2848の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2846の3、松井田町上増田字板ヶ沢2083の1、2083の乙

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに渋川市役所及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

### ◎群馬県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	高崎東吾妻線	高崎市箕郷町下芝字萬行755番の1地先から同市箕郷町上芝字大杉359番の2地先まで	令和4年3月26日 午後4時30分

## ◎群馬県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町上芝字西龍ノ宮540番の1地先から同市同字同560番の1地先まで	令和4年3月26日 午後4時30分

## ◎群馬県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	前橋安中富岡線	高崎市箕郷町上芝字東龍ノ宮506番の1地先から同市本郷町字カサ1360番の4地先まで	令和4年3月26日 午後4時30分

## ◎群馬県告示第86号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川染谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和4年3月25日
- 3 廃川敷地等の位置 高崎市金古町字庚申833番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 401.56㎡

#### ◎群馬県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、前橋都市計画工業団地造成事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画工業団地造成事業 駒寄スマートIC周辺地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 前橋市池端町の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

#### ◎群馬県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画区域区分 駒寄スマートIC周辺地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市池端町の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

## ■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、前橋農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の前橋農業振興地域は、前橋市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(令和4年群馬県告示第88号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示(平成20年前橋市告示第177号)後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示(平成8年富士見村告示第59号)後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 5 川曲町、元総社町及び鳥羽町のうち、上記1に該当する区域以外の区域
- 6 平成16年12月4日現在の宮城村及び平成21年5月4日現在の富士見村の区域のうち、国有林野の全域及び県有林の全域
- 7 三夜沢町字上十二、字十二、字境内、字硯石及び字櫃石の区域、柏倉町字小穴及び字大穴2222番地の区域、苗ヶ島町字大師沢、字神東原、字東沢、字滝沢並木、字榊形2454、2458、2459、2462、2465、2467、2471から2473まで、2475、2478、2479、2501、2503から2508まで、2510から2514まで、2516から2520まで、2523から2526まで、2527の1、2527の2及び2528、字大畑2259から2264まで、2301、2721及び2817、字新並木2646及び2647、字三角原2051の2及び2051の3、字片並木2054の2並びに字向松並木2052の1及び2052の5番地の区域並びに鼻毛石町字谷源地1952、1976、1977、1979、1981、1985から1987まで、1997、1998、2002、2003及び2610、字東半木801の2及び1849の27、字菅広812から815まで、816の1、816の3、816の4、818及び819、字西半木1848の2並びに字片並木1851の2番地の区域
- 8 平成16年12月4日現在の粕川村の区域のうち、国有林野の全域
- 9 富士見町小暮字東新地2425の1、字新山2438の1、字西新山2409及び字新地2420の1番地の区域
- 10 富士見町赤城山1467、1932の2、1935、2036、2083及び2103番地の区域

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により赤城西麓土地改良区の定款の変更を令和4年3月15日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

---

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和4年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一 太

#### 1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金(焼結に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワ

イヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、めっき(2級の電気めっきに係るものに限る。)、仕上げ、切削工具研削(工作機械用切削工具研削に係るものに限る。)、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作、プラスチック成形(射出成形及び真空成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和4年6月7日(火)から同年9月11日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和4年5月31日(火)に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和4年7月10日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	令和4年8月21日(日)
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和4年8月28日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	令和4年9月4日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。



## 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。ただし、試験を実施しない場合を除く。

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)

ウ 郵便振替払込受付証明書(裏面貼付提出用)

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和4年4月4日(月)から同月15日(金)まで。原則として郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページから(様式1)送付依頼書をダウンロードし、必要事項を記入の上、同協会に依頼すること。

イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

## 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者(金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。)の受検番号は令和4年8月26日(金)に、技能検定合格者(1級、2級及び3級(金属熱処理に限る。)職種に係るものに限る。)の受検番号は同年9月30日(金)にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級及び3級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

## 7 受検手数料(減免対象者)の変更

(1) 平成29年度後期技能検定から実施している若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおり変更する。

ア 令和3年度まで 2級又は3級を受検する35歳未満の者

イ 令和4年度以降 2級又は3級を受検する25歳未満の雇用保険被保険者

(2) 当該減免措置の対象者は、雇用保険被保険者であることの証明として、受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 直近の給与明細の写し

ウ 就労証明書

8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和4年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一太

1 実施職種

- (1) 随時2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンパダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、

る。) 、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。) 、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。) 、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。) 及び工業包装

(3) 基礎級 さく井、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。) 、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。) 、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。) 、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。) 、建築板金、工場板金(機械板金に係るものに限る。) 、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。) 、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。) 、ニット製品製造、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。) 、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。) 、家具製作(家具手加工に係るものに限る。) 、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。) 、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。) 、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。) 、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。) 、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。) 、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。) 、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。) 、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。) 、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。) 、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。) 及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。ただし、試験を実施しない場合を除く。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ウ 在留カード
- エ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課(電話027-226-3414)又は職能協会に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年3月25日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字吉田字本郷986-4、986-5、1031-7	前橋市南町三丁目35番地の3 群馬セキスイハイム株式会社 代表取締役 山下昌宏
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字稻荷林396-5、397-1	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
3	富岡市中高瀬558-4、561-1、561-2、562-1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の規定により、指定技能教育施設の連携科目等を、令和4年3月15日に次のとおり指定し、令和4年4月1日から適用する。

なお、指定技能教育施設の連携科目等の指定（平成25年群馬県教育委員会告示第1号）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

令和4年3月25日

群馬県教育委員会教育長 渡辺 郁美

技能教育のための施設の名称及び所在地	連携措置に係る科目	対応する高等学校の科目
前橋市医師会立前橋准看護学校 前橋市岩神町二丁目3番5号	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
高崎市医師会看護専門学校 准看護学科 高崎市問屋町四丁目8番地11	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
桐生市医師会立桐生准看護学校 桐生市元宿町18番地2	看護概論 基礎看護技術	基礎看護

	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習 看護情報活用
藤岡准看護学校 藤岡市藤岡1860番地1	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習 看護情報活用
富岡市甘楽郡医師会立富岡准看護学校 富岡市七日市553番地1	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習 看護情報活用
吾妻郡医師会立吾妻准看護学校 吾妻郡中之条町大字伊勢町25番地9	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護

	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習 看護情報活用
沼田准看護学校 沼田市上原町1801-68	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習 看護情報活用

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「特別養護老人ホーム 赤羽の郷 同 赤生田町648-9」を「特別養護老人ホーム 赤羽のニコア 特別養護老人ホーム ニコア 郷 同 赤生田町648-9 ス 同 苗木町2578-7」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分

の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和4年3月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,290
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 301,813
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,965
甘楽郡	6,292
吾妻郡	15,228
利根郡	9,273
佐波郡	10,053
邑楽郡	27,079
前橋市	92,906
高崎市	103,311
桐生市	30,807
伊勢崎市	56,095
太田市	59,157
沼田市	13,168
館林市	20,764
渋川市	21,589
藤岡市・多野郡	19,017
富岡市	13,347
安中市	16,192
みどり市	13,930

■ 公安委員会規則



群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第6号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3 県道丸山葉鹿線の項中「群馬県太田市丸山町1452番地から群馬県太田市原宿町3998番地1まで」を「群馬県太田市丸山町1452番地から群馬県太田市原宿町3998番地1まで 群馬県太田市吉沢町1550番地から群馬県太田市吉沢町1477番地まで」に改め、同表県道足門前橋線

の項中「群馬県高崎市棟高町字辻久保1521番地135から群馬県前橋市問屋町一丁目1番地1まで」を「群馬県高崎市棟高町字辻久保1521番地135から群馬県前橋市問屋町一丁目1番地1まで」に改め、同表県道太田

桐生線の項中「群馬県太田市東金井町685番地1から群馬県太田市丸山町105番地5まで」を「群馬県太田市東金井町685番地1から群馬県太田市丸山町105番地5まで」に改め、同表県道綿貫倉賀野停車場線の項の次に次のように加える。

群馬県太田市丸山町105番地5まで 群馬県太田市丸山町1484番地まで」に改め、同表県道綿貫倉賀野停車場線の項の次に次のように加える。

県道新田上江田尾島線	群馬県太田市下田島町1042番地から群馬県太田市下田島町451番地1まで
------------	--------------------------------------

別表第3 市道1級31号線の項の次に次のように加える。

市道1級42号線	群馬県太田市新田中江田町845番地1から群馬県太田市新田市町94番地3まで
----------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。